

大塚台小学校 P T A 細則

第 1 章 総 会

- 第 1 条 定期総会は年度始め総会と年度末総会とし年間の活動計画・活動報告・収支の予算・決算及び、役員を選出について審議する。
- 第 2 条 臨時総会は、前条以外の議案を審議する。
- 第 3 条 総会の議長は保護者より 1 名、教職員より 1 名を総会出席者の中から選出する。

第 2 章 常置委員会

- 第 4 条 本会に次の常置委員会を置く。

交流委員会
広報委員会
ベルマーク委員会
校外委員会
風の子委員会
おやじの会

第 5 条 構成

- 第 1 項 交流委員会は、委員長 1 名・副委員長 1～3 名のほか、保護者の委員、教職員の委員により構成される。
- 第 2 項 広報委員会は、委員長 1 名・副委員長 1～3 名のほか、保護者の委員、教職員の委員により構成される。
- 第 3 項 ベルマーク委員会は、委員長 1 名・副委員長 1～3 名のほか、保護者の委員、教職員の委員により構成される。
- 第 4 項 校外委員会は、委員長 1 名・副委員長 1～3 名のほか、保護者の委員、教職員の委員により構成される。
- 第 5 項 風の子委員会は、委員長 1 名・副委員長 1～3 名のほか、保護者の委員、教職員の委員により構成される。
- 第 6 項 おやじの会は、委員長 1 名・副委員長 1～3 名のほか、保護者の委員、教職員の委員により構成される。
- <補則>年間登録会員は、年間を通じ随時登録可能とし、年度更新制とする。

第 6 条 事業

- 第 1 項 交流委員会は会員の交流を図る。
- 第 2 項 広報委員会は会員及び地域社会に対し、情報の収集及び伝達を図る。
- 第 3 項 ベルマーク委員会はベルマーク運動を周知し取りまとめ、学校の設備品や教材購入を補助する。
- 第 4 項 校外委員会は児童の安全を確保するために、地域と協力して活動する。
- 第 5 項 風の子委員会は風の子フェスティバルの企画・運営を行う。
- 第 6 項 おやじの会は学校活動のサポートの他、おやじと風の子の交流会の企画・運営等の行事を通じ児童との交流を図る。
- 第 7 項 交流委員会・広報委員会・ベルマーク委員会・校外委員会・風の子委員会・おやじの会は委員長、副委員長により必要に応じて委員会を開催する。

第3章 推薦委員会

第7条 推薦委員は、運営委員会より2名、各委員会の委員より1名（おやじの会は除く）、教職員より1名の計8名で構成する。

推薦委員は運営委員会を構成する役員並びに会計監査の候補になることは出来ない。
ただし災害等で委員会活動ができない場合はこの限りではない。構成については教員1名と運営委員会で決定する。必要に応じて会長が選出する。

第4章 役員の欠員

第8条 会長に欠員が生じた時は、副会長が昇格する。任期は前任者の残任期間とする。

第9条 会長以外の役員に欠員が生じた時は、運営委員会がこれを補充する。任期は前任者の残任期間とする。

第10条 同役職の再任は1回とする。

第5章 PTA会費の取り扱い

第11条 保護者、教職員が年度の途中に入会・退会した場合、当該年度の在会月数に基づき会費の徴収・返金を行う。

尚、入会・退会月の在会日数が15日以上のあるときは一ヶ月分の会費を徴収し、15日未満のときは徴収しないものとする。

但しその年度内の精算を基本とする。

特別な事情がある場合、申し出があれば都度対応する事とする。

(平成21年2月改正)

(平成22年3月改正)

(平成22年5月改正)

(平成23年3月改正)

(平成23年7月改正)

(平成24年3月改正)

(平成26年2月改正)

(平成29年3月改正)

(令和2年6月改正)